

野村流音楽協会々則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は野村流音楽協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は会長所在地に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、野村流音楽協会の普及高揚に努め、もって本会の発展に期することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は前条の趣旨に賛同する者で組織する。

2 本会は各地域及び海外に支部を置くことができる。

3 本会に入会しようとする者は本会の支部に入会し、支部長を経て会費を納入しなければならない。

第2章 事業

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 野村流音楽の研究

(2) 師範会及び教師研修会の実施

(3) 舞踊及び組踊の地謡並びに伴奏者の養成

(4) 工工四の印刷及び発刊

(5) 研究発表並びに合同演奏会の開催

(6) 師範・教師の免許審査及び免許状の交付

(7) 琉球古典音楽の文献の蒐集及び保存

(8) その他必要な事業

第3章 役員及び事務局員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名、副会長 2名、理事若干名、監事 3名、幹事、相談役若干名、顧問若干名

(2) 本会の役員は名誉職とする。

(役員選出)

- 第7条 会長、副会長、監事は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 理事は各支部より、会員 50 名につき 1 名の割で選出し、総会の承認を得るものとする。ただし、会員 50 名に満たない支部は支部長が理事となる。
 - 3 幹事は支部長をもって充てる。
 - 4 相談役は、会員で功労のあった者の中から理事会で選出し、総会の承認を得るものとする。
 - 5 顧問は、学識経験者から会長が理事会にはかって推戴する。

(役員の任務)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、第 14 条の運営事項を審議する。
 - 4 監事は、会務並びに会計を監査し、理事会並びに総会に報告する。
 - 5 相談役は理事会に出席してその諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

(事務局員)

- 第9条 本会に事務局長を 1 名、書記 2 名、会計 1 名を置き、各々会長が推薦して理事会の承認を得るものとする。
- 2 事務局長は会長の指示を受け会務を処理し、議事録・会計簿・会員名簿・備品台帳・その他の簿冊を保管する。
 - 3 書記・会計は事務局長の指示を受け、各々の会務を処理する。

(役員の任期)

- 第10条 役員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

- 第11条 本会の会議は総会と理事会及び幹事会とする。

(総会)

- 第12条 定期総会は年 1 回春に行う。ただし、会長又は理事会において必要であると認めるときは臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は会長が招集し、議長となる。

(総会の承認事項)

第 13 条 事業及び予算に関する事項

- 2 会則及び規定の改廃
- 3 役員 の 選任
- 4 その他の事項

(理事会の決議事項)

第 14 条 理事会は会長が 招集し、次の事項を審議する。議長は 理事の中からそのつと選出する。

- (1) 各役員 の 選出
- (2) 事業並びに会務報告、決算の承認
- (3) 事業計画並びに会務、予算の 審議決定
- (4) 会則及び規定の改廃の 審議決定
- (5) 免許 審査委員の 選定
- (6) 支部の 認定
- (7) 会運営のための費用弁償の 審議決定
- (8) その他本会運営に必要な事項

(幹事会)

第 15 条 幹事会は会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 理事会に付すべき事項
- (2) その他本会運営に必要な事項

(議事)

第 16 条 議事は出席者の過半数以上で決議する。

第 5 章 免許

(免許)

第 17 条 本会の師範・教師の免許審査については別に定める免許審査規程による。

第 6 章 会員の権利義務

(権利義務)

第 18 条 本会の会員は第 3 条の目的に添って努力しなければならない。

- 2 第 20 条 第 2 項により会員としての権利は一切制限されない。
- 3 本会の会則に違反し、本会の名誉を毀損した者は理事会の決議により除名することができる。
- 4 本会を脱退し又は除名された者は、本会に係わるすべての権利を失う。

第7章 会 計

(経費)

第19条 本会の経費は会員の会費・寄付金・その他の収入による。

(会費)

第20条 本会の会費は年2,000円とする。

ただし、18歳未満は 500円、県外支部の会員は 1,000円とし、国外支部は2ドルとする。

- 2 本会に所属する満 80 歳以上の会員は、会費以外の負担義務を免除する。
なお、本人の申し出があれば会費も免除することができる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 慶 弔

(慶弔)

第22条 慶弔については別に定める。

第9章 委 任

(委任)

第23条 本会運営上必要な規程、要綱等は別に定める。

附 則

- (1) 本会則は昭和51年4月1日施行する。
- (2) 本会則は昭和58年5月15日に一部改正し、当日施行する
- (3) 本会則は昭和59年5月20日に一部改正し、当日施行する
- (4) 本会則は昭和62年3月1日に一部改正し、当日施行する。
- (5) 本会則は平成8年4月1日に一部改正し、当日施行する。
- (6) 本会則は平成13年5月20日に一部改正し、当日施行する。
- (7) 本会則は平成14年5月19日に一部改正し、当日施行する。
- (8) 本会則は平成15年5月18日に一部改正し、当日施行する。
- (9) 本会則は平成21年5月17日に一部改正し、当日施行する。
(注・本会則は縦書きであるが資料の体裁上横書きにした。)
- (10) 本会則は平成22年5月16日に一部改正し、当日施行する。

慶 弔 規 程

第1条 会則第22条については本規定に定める。

(慶 事)

第2条 本会各支部又は、他団体の総会、発表会等へ祝儀を贈る事ができる。

(弔 事)

第3条 会長、副会長及び同経験者については、会として新聞広告または花をすることができる。

- 2 顧問、相談役、監事、理事、事務局員については、供花または香典をすることができる。また、その遺族の負担により会長名で新聞広告することができる。

附 則

(1) この規定は平成15年5月18日より施行する。

(2) この規定は、平成22年5月16日に一部改正し、当日より施行する。